

5月15日とは何か

サンフランシスコ平和条約  
1951年8日 調印、  
1952年4月28日 発効

第2条  
第3条

サンフランシスコ平和条約

第一章 平和

第一条

(a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第二章 領域

第二条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第二条

(b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第二条

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第二条

(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

第二条

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)婦婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の島島及び南島島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

主語は「日本」、述語は「同意する」

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)婦婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の島島及び南島島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。

実際には、国連信託統治への提案は行われなかった。

この第3条に基づく米国の沖縄統治が、1972年5月14日まで続いた。

米国の自由に扱える権利

このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。


5月15日とは何か  
第3条に基づく権利を米国が放棄した。

第四條  
(a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二條に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む。)で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びその住民(法人を含む。)に対するもの処遇並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処置は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。第二條に掲げる地域にある連合軍又はその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行っている当局が現状で返還しなければならない。(国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。)

(b) 日本国は、第二條及び第三條に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。  
(c) 日本国とこの条約に従って日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。

Talking Points

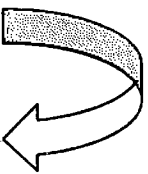
- 1) なぜ軍事力を必要とするのか
- 2) なぜ戦争が起きるのか
- 3) 安全保障のディレンマ



軍事力とは何か  
抑止: 互撃力をもつことで、侵略を思いとどまらせること

前提  
 > 相手の意図  
 > 軍事能力  
 > 相手の合理的判断

戦争を起こさないための軍事力



① 政治指導者のレベル

1. 政治指導者のレベル
  - > 合理的目標
  - > 非合理性
2. 社会の特徴
  - > 戦争肯定国家か平和国家か
  - > 農業社会か工業化社会(都市型)
3. パワーの移行
  - > 明確なパワーの格差か
  - > 均衡するパワー、あるいは台頭するパワー

**軍事力の効果**  
 軍事力をもって自衛の目的を達成し、自衛に必要の利益の増大を図る。  
 > 歴史的目的 - 19世紀以前  
 > 現代的 - 20世紀

軍事大国間で具体的な政策決定のための軍事力の利用は困難なし。

**軍事技術の進化 (Revolution of Military Affairs)**  
 > ウィーバー戦争  
 > 宇宙戦争  
 > スペース技術の向上  
 > 遠距離兵器


少人数による特定目標  
 基地の集中から脱却

19/14/2014

**国家を守る方法**

(1) 軍備増強  
 軍備管理

(2) 同盟を組む  
 バランス  
 付和雷同  
 核兵器



20/14/2014



世界の軍事費 (2013年)

国	軍事費 (10億ドル)	変化率 (%)	順位
米国	680	0.5	1
中国	210	11.5	2
ロシア	190	0.5	3
インド	170	1.5	4
英国	60	-0.5	5
フランス	50	-0.5	6
日本	40	-0.5	7
韓国	30	0.5	8
北朝鮮	20	0.5	9
ドイツ	15	-0.5	10
イタリア	10	-0.5	11
スペイン	10	-0.5	12
オランダ	10	-0.5	13
スイス	10	-0.5	14
韓国	10	0.5	15
台湾	10	0.5	16
香港	10	0.5	17
マカオ	10	0.5	18
シンガポール	10	0.5	19
タイ	10	0.5	20
インドネシア	10	0.5	21
パキスタン	10	0.5	22
韓国	10	0.5	23
北朝鮮	10	0.5	24
韓国	10	0.5	25
韓国	10	0.5	26
韓国	10	0.5	27
韓国	10	0.5	28
韓国	10	0.5	29
韓国	10	0.5	30

世界の軍事費 (2013年)

22/14/2014

**国際連合憲章**

国際連合憲章は、国際機構に関する連合国会議の最終日の、1945年6月26日にサンフランシスコにおいて調印され、1945年10月24日に発効した。国際司法裁判所規程は国連憲章と不可分の一体をなす。

国連憲章第23条、第27条および第61条の改正は、1963年12月17日に総会によって採択され、1965年8月31日に発効した。1971年12月20日、総会は再び第61条の改正を決議、1973年9月24日発効した。1985年12月20日に総会が採択した第109条の改正は、1988年6月12日発効した。

23/14/2014

**第1条**

国際連合の目的は、次のとおりである。

国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的紛争又は事態の調整または解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること。

24/14/2014

第1条の続き  
人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること。  
経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。  
これらの共通の目的の達成に当たって諸国の行動を調和するための中心となること。

第2条  
この機構及びその加盟国は、第1条に掲げる目的を達成するに当たっては、次の原則に従って行動しなければならない。  
この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。

第2条の続き  
すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障するために、この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。

第2条の続き  
すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。  
すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

第2条の続き  
すべての加盟国は、国際連合がこの憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合の防止行動又は強制行動の対象となっているいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない。

第2条の続き  
この機構は、国際連合加盟国ではない国が、国際の平和及び安全の維持に必要な限り、これらの原則に従って行動することを確保しなければならない。  
この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基づく解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。但し、この原則は、第7章に基づく強制措置の適用を妨げるものではない。

**紛争の平和的解決**

第1条 平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則従って実現すること。

第2条 平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない。

第32条 交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。

**第6章 紛争の平和的解決**

第33条  
いかなる紛争でも継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。

安全保障理事会は、必要と認めるときは、当事者に対して、その紛争を前記の手段によって解決するように要請する。

第34条

安全保障理事会は、いかなる紛争についても、国際的摩擦に導き又は紛争を発生させる虞のあるいかなる事態についても、その紛争または事態の継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞があるかどうかを決定するために調査することができる。

**第7章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動**

第39条  
安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第41条及び第42条に従っていかなる措置をとるかを決定する。

第48条

国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の決定を履行するのに必要な行動は、安全保障理事会が定めるところに従って国際連合加盟国の全部または一部によってとられる。

前記の決定は、国際連合加盟国によって直接に、また、国際連合加盟国が参加している適当な国際機関におけるこの加盟国の行動によって履行される。

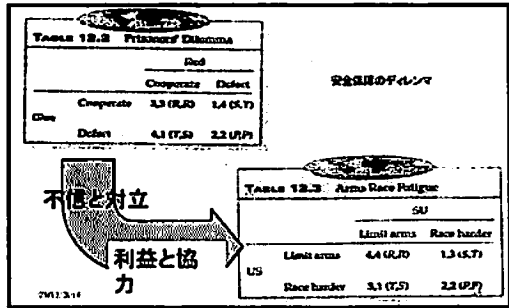
第49条

国際連合加盟国は、安全保障理事会が決定した措置を履行するに当って、共同して相互援助を与えなければならない。

**第50条**  
 安全保障理事会がある国に対して防止措置又は強制措置をとったときは、他の国でこの措置の履行から生ずる特別の経済問題に自国が当面したと認めるものは、国際連合加盟国であるかどうかを問わず、この問題の解決について安全保障理事会と協議する権利を有する。

**自衛権の規定**  
 国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。

**第51条**  
 この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。



平和論 第4回  
 日米安全保障条約と沖縄

- Talking Points**
- 1) 日本占領
  - 2) 米軍基地
  - 3) 沖縄
  - 4) 日本の安全保障


1945年

6月23日  
8月14日  
8月15日  
9月2日  
9月7日

国家を守る方法

(1) 軍備増強  
軍備管

(2) 同盟を組む  
バランス  
付和雷同  
核兵器



日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY BETWEEN JAPAN AND THE UNITED STATES OF AMERICA (日米安全保障条約・安保条約)

1960(昭和35)年1月19日 ワシントンで署名  
1960年6月19日 国会承認  
1960年6月23日 批准書交換、効力発生  
1960(昭和35)年6月23日 条約第6号

50年経たずして日米安保条約は、1951(昭和26)年9月サンフランシスコ平和条約と同時に関東で締結され(1951年9月8日施行)、52年4月26日東京条約(日米安保条約)が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約として締結され、日米安保条約は日米間の平和と安全を維持し、東洋の平和と安定を確保する上で重要な役割を果たしている。

条約の目的は、合衆国の東洋の地位に侵害を及ぼすことのない平和な関係を維持し、支那の統一、台島の平和を維持し、またその東洋の平和に及ぼす影響の軽減を図ることにより、日米間の平和と安定を確保することにある。

なお、日米安全保障委員会(2プラス2)を構成する日米両国は、北米条約締結国とワシントン条約締結国、グアム協定締結国は日米安保条約締結国から50周年を迎えた2010年1月19日、連名の共同声明を発表した。日米安全保障委員会及び日米の平和とアジア太平洋地域の平和と安定の維持に不可欠な役割を果たす」と表明。「日米両国は地域の平和と安定、東洋と世界の協力推進など幅広い分野で関係を強化させていく考えを示した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

日本国及びアメリカ合衆国は、 両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、



国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、  
 両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、  
 両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よつて、次のとおり協定する。

**第一条**  
 締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも償むことを約束する。  
 締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

**第二条**  
 締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する。

**第三条**  
 締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

**第四条**  
 締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

日本有事=第5条  
 日本防衛  
 極東有事=第6条  
 地位協定の根拠  
 国連との関係=第7条  
 在韓国連軍との関わり

**第五条**

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

**第六条**

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

**第七条**

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

**第八条**

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

**第九条**

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

**第十条**

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。





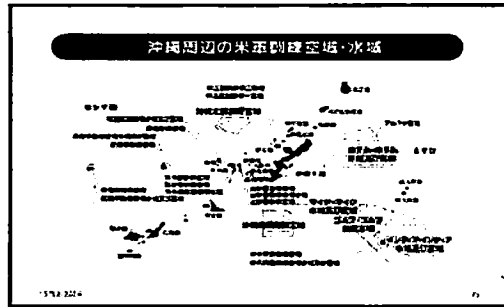


TABLE 6.2 Location of U.S. Military Forces, September 31, 2010

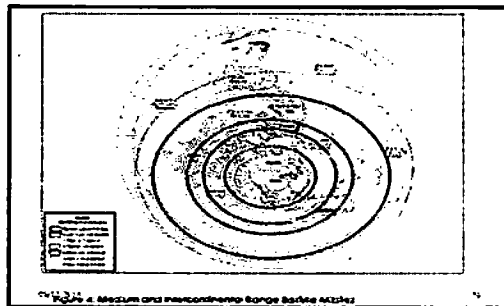
Region	Personnel	Distribution of Forces Abroad
United States	1,129,000	—
Europe	21,000	22%
Japan/Pacific	63,000	18%
Russia/CIS	120	0%
Middle East	119,000	33%
Latin America	1,000	1%
Africa	1,700	0%
South Asia	119,000	33%
Total abroad	353,220	100%

Note: Totals do not include personnel posted in the region.  
 Source: Defense Force, U.S. Department of Defense.

Table with 10 columns: Region, Active Duty Personnel, Reserve Personnel, Total Personnel, Active Duty Personnel, Reserve Personnel, Total Personnel, Active Duty Personnel, Reserve Personnel, Total Personnel.

日本の軍事費 1.2兆円(1.2 billion)

This table provides a detailed breakdown of military personnel by region, categorized into Active Duty and Reserve. It also includes a note about Japan's military spending of 1.2 trillion yen.



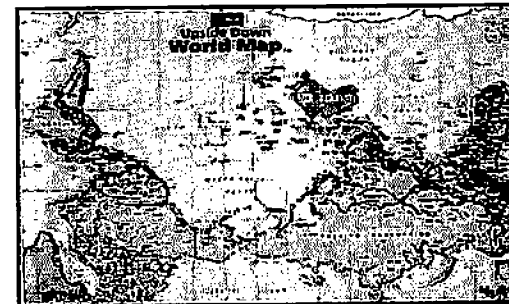
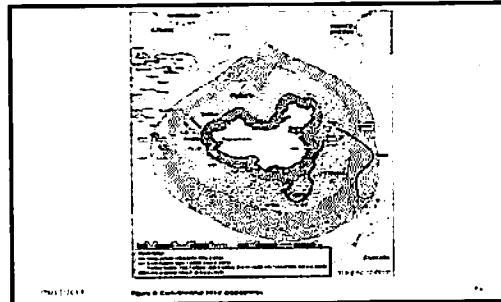
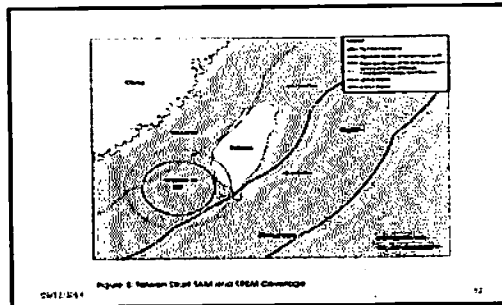
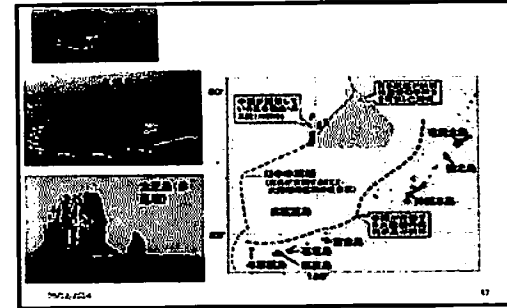
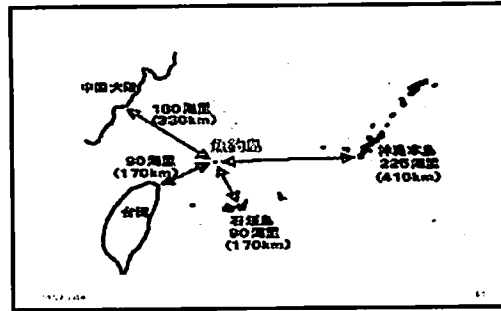
**台湾問題に関する基本的立場と事実関係**

◎日本の基本立場◎  
 ・台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。  
 ・台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。

◎中国の立場◎  
 ・台湾は、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。

◎台湾の立場◎  
 ・台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。

項目	内容
1. 領土	台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。
2. 主権	台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。
3. 国号	台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。
4. 国境	台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。
5. 人口	台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。
6. 経済	台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。
7. 文化	台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。
8. 政治	台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。
9. 外交	台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。
10. 軍事	台湾は、第二次世界大戦終結後、中華人民共和国内政問題として、中華人民共和国の管轄下にあるべきである。



尖閣(釣魚台)諸島をめぐる対立

- 1) 合理的な対立理由
  - ✓中国は歴史的、文脈的
  - ✓日本は領海主上
- 2) 合理的な対立の理由
  - ✓領土主権
  - ✓戦争のユースト
- 3) 合理的な対立理由
  - 日本が領土主権の主張、対外関係への対応
  - 日本の利益
- 4) 領土権を認めて東アジアの新たな秩序
  - 釣魚台諸島(EEZ)での軍艦航行制限
  - 東アジアの平和

沖縄にとっての歴史問題であり、日本にとっての安全保障問題であり、東アジアにとっての秩序問題であり、世界にとっての平和と覇権が問われている。